

【（介護予防）小規模多機能型居宅介護】

令和6年度（2024年度）介護報酬改定等説明資料

1 令和6年度（2024年度）介護報酬改定の概要（案）

・（介護予防）小規模多機能型居宅介護・・・・・・・・・・1～13

2 介護報酬の算定構造（案）

（介護予防）小規模多機能型居宅介護

・令和6年（2024年）4月改定・・・・・・・・・・14～17

・令和6年（2024年）6月改定・・・・・・・・・・18～21

3 介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（案）

・（介護予防）小規模多機能型居宅介護・・・・・・・・・・22～27

《はじめに》

- 資料は、令和6年（2024年）1月22日に開催された「第239回 社会保障審議会介護給付費分科会」の資料のうち各サービスに係るページを抜粋しています。なお、「1 令和6年度（2024年度）介護報酬改定の概要（案）」の各改定事項概要欄の上部に対象サービスが記載（介護予防についても同様の措置を講ずる場合には★が付記）されています。
- 令和6年度（2024年度）介護報酬改定等の内容は、厚生労働省より省令・告示・通知等で正式に示されます。正式な省令・告示・通知等は、以下のホームページに掲載します。また、新たにQ&A等が発出された場合も同じく掲載しますので、随時、更新内容の確認をお願いします。

熊本県HP > 県政情報 > 健康・福祉・子育て
> 高齢者・障がい者・介護 > 高齢者支援課 > 介護報酬改定
※熊本県HP <http://www.pref.kumamoto.jp/>

熊本市HP > 分類から探す > しごと・産業・事業者向け
> 届出・証明・法令・規制 > 介護・福祉 > 介護報酬改定
※熊本市HP <http://www.city.kumamoto.jp/>

令和6年（2024年）3月

熊本県健康福祉部長寿社会局認知症対策・地域ケア推進課
熊本市健康福祉局高齢者支援部介護事業指導課

4. (1)小規模多機能型居宅介護

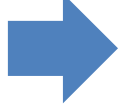
改定事項

- 小規模多機能型居宅介護 基本報酬
- ① 1(2)④総合マネジメント体制強化加算の見直し★
- ② 1(5)④業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入★
- ③ 1(6)①高齢者虐待防止の推進★
- ④ 1(6)②身体的拘束等の適正化の推進★
- ⑤ 1(7)④(看護)小規模多機能型居宅介護における認知症対応力の強化
- ⑥ 2(3)①科学的介護推進体制加算の見直し★
- ⑦ 3(1)①介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の一本化★
- ⑧ 3(2)①テレワークの取扱い★
- ⑨ 3(2)②利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け★
- ⑩ 3(2)③介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進★
- ⑪ 3(2)⑧外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し★
- ⑫ 3(3)⑫(看護)小規模多機能型居宅介護における管理者の配置基準の見直し★
- ⑬ 5②特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化★
- ⑭ 5③特別地域加算の対象地域の見直し★

205

小規模多機能型居宅介護 基本報酬

単位数

		< 現行 >		< 改定後 >
同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合 (1月あたり)	要支援 1	3,438単位		3,450単位
	要支援 2	6,948単位		6,972単位
	要介護 1	10,423単位		10,458単位
	要介護 2	15,318単位		15,370単位
	要介護 3	22,283単位		22,359単位
	要介護 4	24,593単位		24,677単位
	要介護 5	27,117単位		27,209単位
同一建物に居住する者に対して行う場合 (1月あたり)	要支援 1	3,098単位		3,109単位
	要支援 2	6,260単位		6,281単位
	要介護 1	9,391単位		9,423単位
	要介護 2	13,802単位		13,849単位
	要介護 3	20,076単位		20,144単位
	要介護 4	22,158単位		22,233単位
	要介護 5	24,433単位		24,516単位
短期利用の場合 (1日あたり)	要支援 1	423単位		424単位
	要支援 2	529単位		531単位
	要介護 1	570単位		572単位
	要介護 2	638単位		640単位
	要介護 3	707単位		709単位
	要介護 4	774単位		777単位
	要介護 5	840単位		843単位

1. (2) ④ 総合マネジメント体制強化加算の見直し①

概要

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護】

- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び（看護）小規模多機能型居宅介護が、地域包括ケアシステムの担い手として、より地域に開かれた拠点となり、認知症対応を含む様々な機能を発揮することにより、地域の多様な主体とともに利用者を支える仕組みづくりを促進する観点から、総合マネジメント体制強化加算について、地域包括ケアの推進と地域共生社会の実現に資する取組を評価する新たな区分を設ける。なお、現行の加算区分については、新たな加算区分の取組を促進する観点から評価の見直しを行う。【告示改正】

単位数

< 現行 >

総合マネジメント体制強化加算 1,000単位/月

< 改定後 >

総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ） 1,200単位/月（新設）

総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ） 800単位/月（変更）

13

1. (2) ④ 総合マネジメント体制強化加算の見直し②

算定要件等

【定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護】

算定要件（(4)～(10)は新設）	加算（Ⅰ）：1200単位 （新設）			加算（Ⅱ）：800単位 （現行の1,000単位から見直し）		
	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
(1) 個別サービス計画について、利用者の心身の状況や家族を取り巻く環境の変化を踏まえ、介護職員（計画作成責任者）や看護職員等の多職種協働により、随時適切に見直しを行っていること	○	○	○	○	○	○
(2) 利用者の地域における多様な活動が確保されるように、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること	○	○		○	○	
(3) 地域の病院、診療所、介護老人保健施設等に対し、事業所が提供することのできるサービスの具体的な内容に関する情報提供を行っていること		○	○		○	○
(4) <u>日常的に利用者に関わりのある地域住民等の相談に対応する体制を確保していること</u>	○	○	○			
(5) <u>必要に応じて、多様な主体が提供する生活支援のサービス（インフォーマルサービスを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること</u>	○	○				
(6) <u>地域住民等との連携により、地域資源を効果的に活用し、利用者の状態に応じた支援を行っていること</u>	事業所の特性に応じて1つ以上実施		○			
(7) <u>障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流の場の拠点となっていること（※）</u>			事業所の特性に応じて1つ以上実施			
(8) <u>地域住民等、他事業所等と共同で事例検討会、研修会等を実施していること</u>						
(9) <u>市町村が実施する通いの場や在宅医療・介護連携推進事業等の地域支援事業等に参加していること</u>						
(10) <u>地域住民及び利用者の住まいに関する相談に応じ、必要な支援を行っていること</u>						

（※）定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、「障害福祉サービス事業所、児童福祉施設等と協働し、地域において世代間の交流を行っていること。」が要件

1. (5) ④ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

概要	【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】
○ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】	
単位数	< 現行 > なし < 改定後 > 業務継続計画未実施減算 施設・居住系サービス その他のサービス 所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算（新設） 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設） ※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。
算定要件等	○ 以下の基準に適合していない場合（新設） ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること ※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。 ○ 1年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所についても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。

48

1. (6) ① 高齢者虐待防止の推進①

概要	【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】
○ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置（虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること）が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】 ○ 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。	
単位数	< 現行 > なし < 改定後 > 高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設） ※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。
算定要件等	○ 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合（新設） ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。 ・ 虐待の防止のための指針を整備すること。 ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。 ・ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

1.（6）① 高齢者虐待防止の推進②

算定要件等

- 全ての施設・事業所で虐待防止措置が適切に行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に虐待防止に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて虐待防止措置の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、高齢者虐待防止に向けた取組の強化を求めるとともに、都道府県別の体制整備の状況を周知し、更なる取組を促す。

50

1.（6）② 身体的拘束等の適正化の推進①

概要

【ア：短期入所系サービス★、多機能系サービス★、イ：訪問系サービス★、通所系サービス★、福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★】

- 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。
 - ア 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施）を義務付ける。【省令改正】また、身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
 - イ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付ける。【省令改正】

基準

- 短期入所系サービス及び多機能系サービスの運営基準に以下の措置を講じなければならない旨を規定する。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
 - ・ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。
- 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援の運営基準に以下を規定する。
 - ・ 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
 - ・ 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

1. (6) ② 身体的拘束等の適正化の推進②

単位数	【短期入所系サービス★、多機能系サービス★】
< 現行 > なし	< 改定後 > 身体拘束廃止未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 (新設) ※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、短期入所系・多機能系サービスは所定単位数から平均して9単位程度/日の減算となる。

算定要件等
○ 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合 - 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること - 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他従業者に周知徹底を図ること - 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること - 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること ○ 全ての施設・事業所で身体的拘束等の適正化が行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に身体的拘束等の適正化に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて身体的拘束等の適正化の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、身体的拘束等の適正化に向けた取組の強化を求める。

52

1. (7) ④ (看護) 小規模多機能型居宅介護における認知症対応力の強化

概要	【小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護】
○ (看護) 小規模多機能型居宅介護における認知症対応力の更なる強化を図る観点から、認知症加算について、新たに認知症ケアに関する専門的研修修了者の配置や認知症ケアの指導、研修等の実施を評価する新たな区分を設ける。その際、現行の加算区分については、新たな加算区分の取組を促進する観点から、評価の見直しを行う。【告示改正】	
単位数	
< 現行 > 認知症加算 (Ⅰ) 800単位/月 認知症加算 (Ⅱ) 500単位/月	< 改定後 > 認知症加算 (Ⅰ) 920単位/月 (新設) 認知症加算 (Ⅱ) 890単位/月 (新設) 認知症加算 (Ⅲ) 760単位/月 (変更) 認知症加算 (Ⅳ) 460単位/月 (変更)
算定要件等	
< 認知症加算 (Ⅰ) > (新設) - 認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置 - 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合 - 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催 - 認知症介護指導者研修修了者を1名以上配置し、事業所全体の認知症ケアの指導等を実施 - 介護職員、看護職員ごとの認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施又は実施を予定 < 認知症加算 (Ⅱ) > (新設) - 認知症介護実践リーダー研修等修了者を認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1以上、20人以上の場合は1に、当該対象者の数が19を超えて10又は端数を増すごとに1を加えて得た数以上配置 - 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、専門的な認知症ケアを実施した場合 - 当該事業所の従業者に対して、認知症ケアに関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催 < 認知症加算 (Ⅲ) > (現行のⅠと同じ) - 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、(看護) 小規模多機能型居宅介護を行った場合 < 認知症加算 (Ⅳ) > (現行のⅠと同じ) - 要介護状態区分が要介護2である者であって、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱに該当する者に対して、(看護) 小規模多機能型居宅介護を行った場合	

2. (3) ① 科学的介護推進体制加算の見直し

【通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護★、認知症対応型共同生活介護★、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

概要

- 科学的介護推進体制加算について、質の高い情報の収集・分析を可能とし、入力負担を軽減し科学的介護を推進する観点から、以下の見直しを行う。
 - ア 加算の様式について入力項目の定義の明確化や他の加算と共通している項目の見直し等を実施。
【通知改正】
 - イ LIFEへのデータ提出頻度について、少なくとも「6月に1回」から「3月に1回」に見直す。
【通知改正】
 - ウ 初回のデータ提出時期について、他のLIFE関連加算と揃えることを可能とする。【通知改正】

算定要件等

- LIFEへのデータ提出頻度について、他のLIFE関連加算と合わせ、少なくとも「3月に1回」に見直す。
- その他、LIFE関連加算に共通した見直しを実施。
 <入力負担軽減に向けたLIFE関連加算に共通する見直し>
 - ・ 入力項目の定義の明確化や、他の加算と共通する項目の選択肢を統一化する
 - ・ 同一の利用者に複数の加算を算定する場合に、一定の条件下でデータ提出のタイミングを統一できるようにする

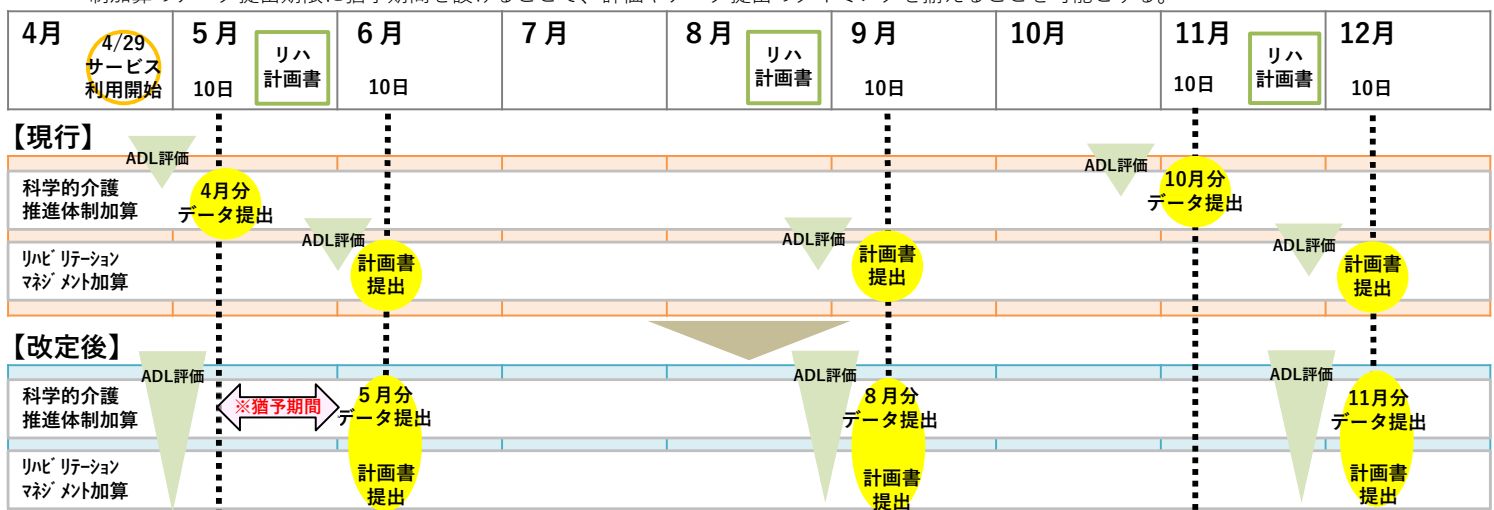
97

LIFEへのデータ提出頻度の見直し（イメージ）

- 各加算のデータ提出頻度について、サービス利用開始月より入力を求めている加算もあれば、サービス利用開始後の計画策定時に入力が必要な加算もあり、同一の利用者であっても算定する加算によって入力のタイミングが異なり、事業所における入力タイミングの管理が煩雑となっている。
- LIFEへのデータ提出について、「少なくとも3か月に1回」と統一する。
- また、同一の利用者に対して複数の加算を算定する場合のデータ提出頻度を統一できるよう、例えば、月末よりサービス利用を開始する場合であって、当該利用者の評価を行う時間が十分確保できない場合等、一定の条件の下で、提出期限を猶予する。

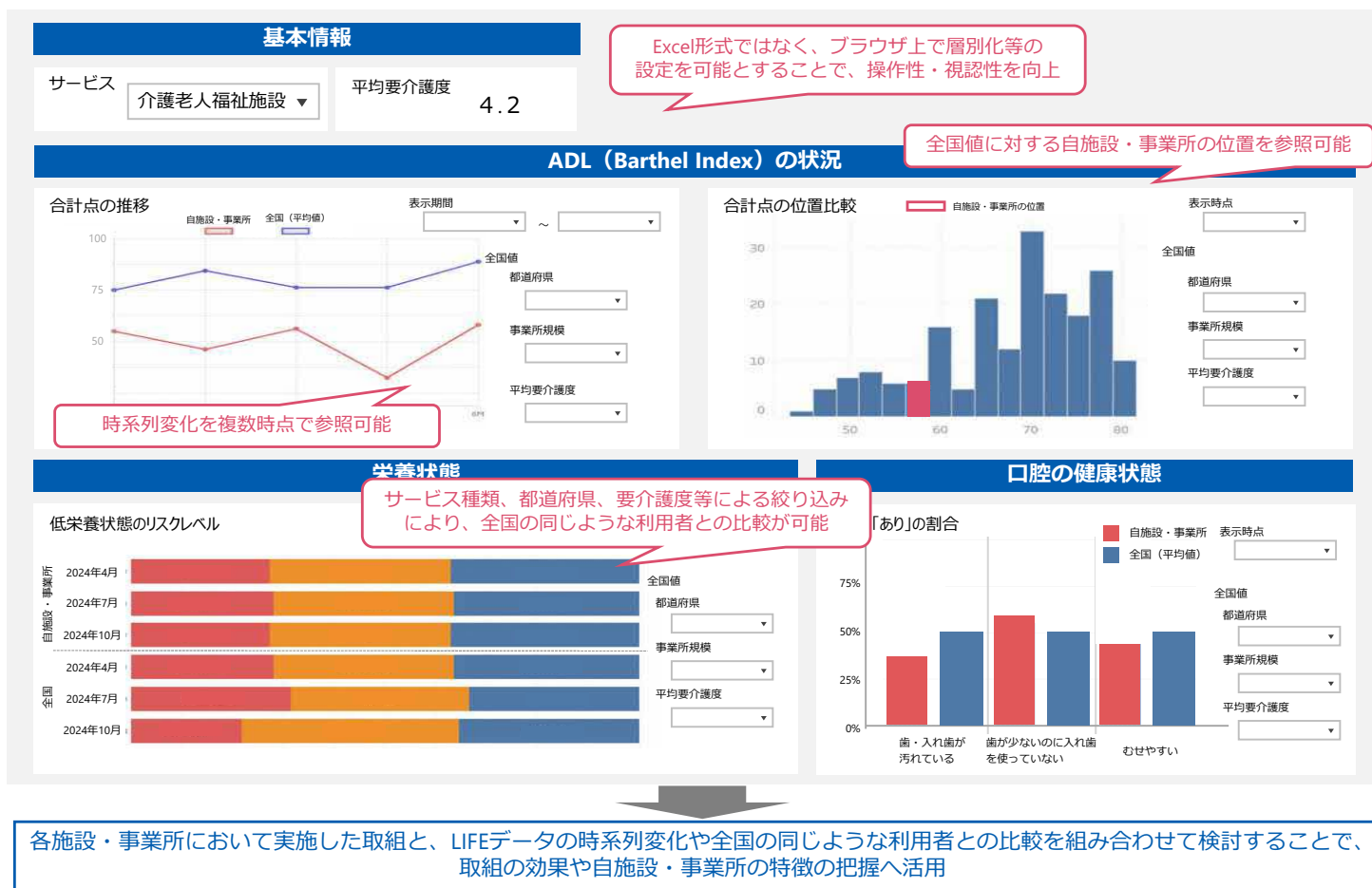
例：同一の利用者に科学的介護推進体制加算及びリハビリテーションマネジメント加算を算定する場合

- ・ 現在、科学的介護推進体制加算はサービス利用開始月とその後少なくとも6月に1度評価を行い、翌月の10日までにデータを提出することとなっており、リハビリテーションマネジメント加算はリハビリテーション計画書策定月、及び計画変更月に加え、少なくとも3月に1度評価を行いデータを提出することとなっている。いずれの加算にもADLを含め同じ評価項目が含まれている。
- ・ これらの加算の提出タイミングを少なくとも3月に1度と統一するとともに、例えば、月末にサービスを開始した場合に、科学的介護推進体制加算のデータ提出期限に猶予期間を設けることで、評価やデータ提出のタイミングを揃えることを可能とする。



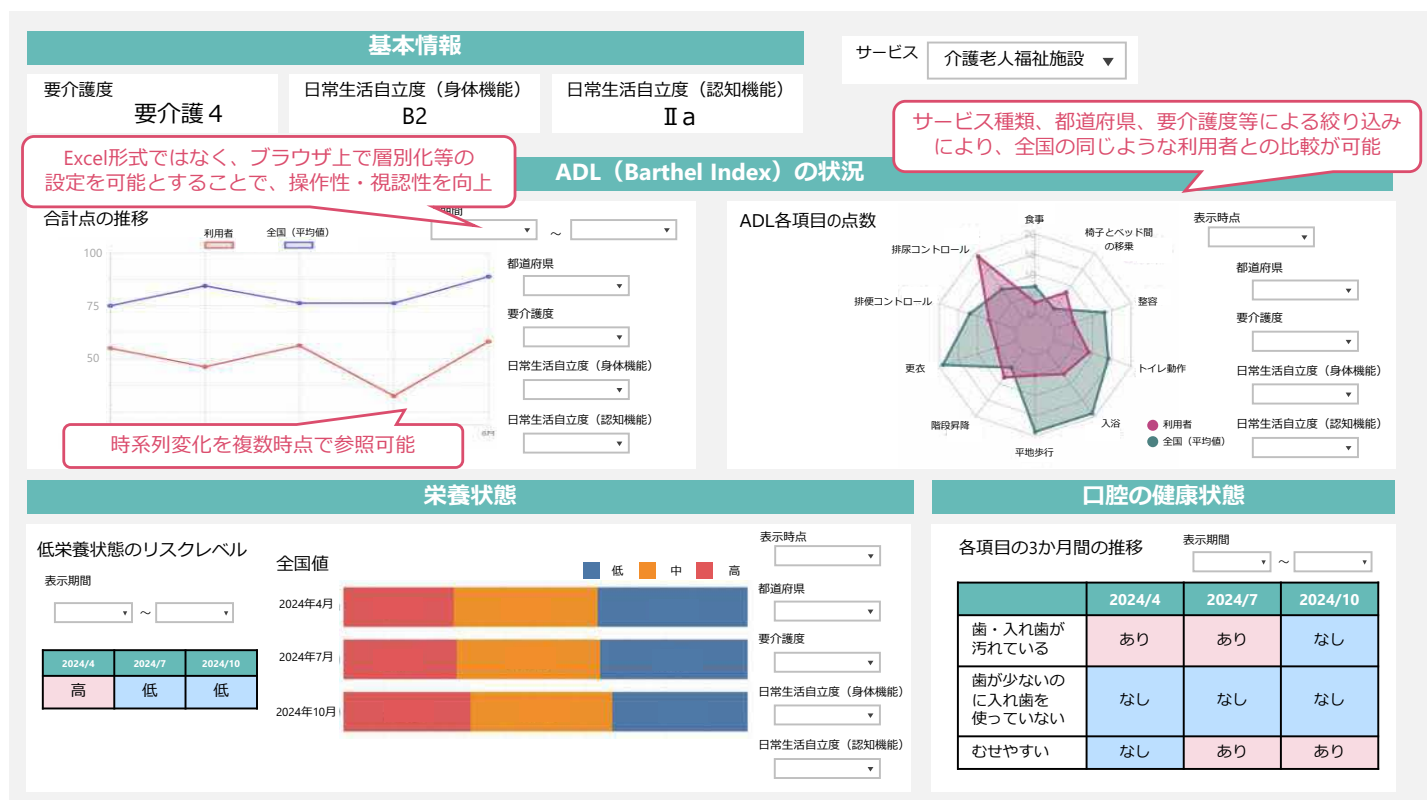
(※) 一定の条件の下で、サービス利用開始翌月までにデータ提出することとしても差し支えない。ただし、その場合は利用開始月は該当の加算は算定できないこととする。

LIFEのフィードバック見直しイメージ（事業所フィードバック）



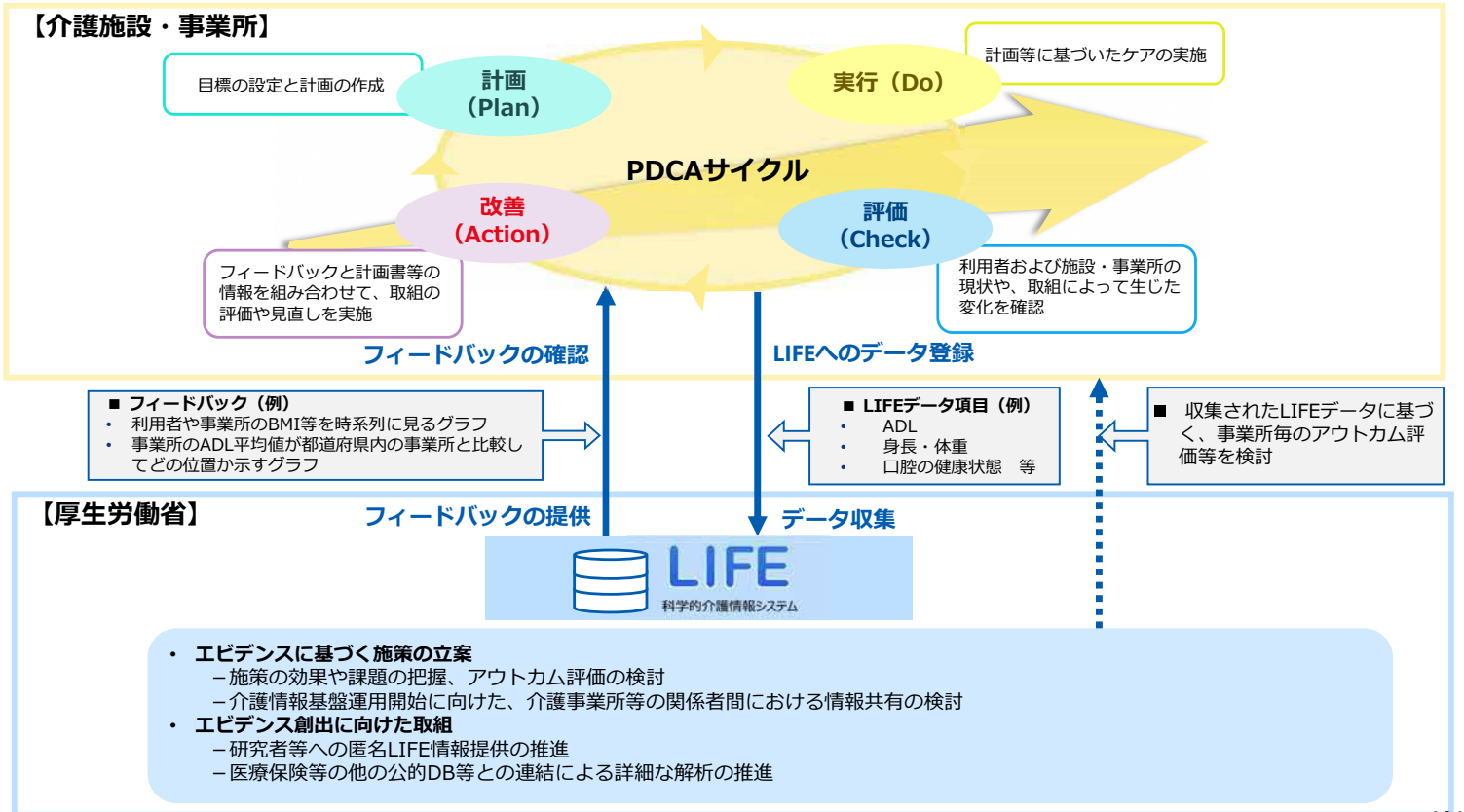
99

LIFEのフィードバック見直しイメージ（利用者フィードバック）



LIFEを活用した取組イメージ

- 介護事業所においては、介護の質向上に向けてLIFEを活用したPDCAサイクルを推進する。LIFEで収集したデータも活用し、介護報酬制度を含めた施策の立案や介護DXの取組、アウトカム評価につながるエビデンス創出に向けたLIFEデータの研究利活用を推進する。



101

3. (1) ① 介護職員の処遇改善①

【訪問介護、訪問入浴介護★、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護★、通所リハビリテーション★、短期入所生活介護★、短期入所療養介護★、特定施設入居者生活介護★、地域密着型特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護★、認知症対応型共同生活介護★、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人保健施設、介護医療院】

概要

- 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引上げを行う。
- 介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。
- ※ 一本化後の加算については、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直す。 【告示改正】

単位数

※介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に以下の加算率を乗じる。加算率はサービス毎の介護職員の常勤換算職員数に基づき設定。

サービス区分	介護職員等処遇改善加算			
	I	II	III	IV
訪問介護・夜間対応型訪問介護・定期巡回・随時対応型訪問介護看護	24.5%	22.4%	18.2%	14.5%
訪問入浴介護★	10.0%	9.4%	7.9%	6.3%
通所介護・地域密着型通所介護	9.2%	9.0%	8.0%	6.4%
通所リハビリテーション★	8.6%	8.3%	6.6%	5.3%
特定施設入居者生活介護★・地域密着型特定施設入居者生活介護	12.8%	12.2%	11.0%	8.8%
認知症対応型通所介護★	18.1%	17.4%	15.0%	12.2%
小規模多機能型居宅介護★・看護小規模多機能型居宅介護	14.9%	14.6%	13.4%	10.6%
認知症対応型共同生活介護★	18.6%	17.8%	15.5%	12.5%
介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設・短期入所生活介護★	14.0%	13.6%	11.3%	9.0%
介護老人保健施設・短期入所療養介護（介護老人保健施設）★	7.5%	7.1%	5.4%	4.4%
介護医療院・短期入所療養介護（介護医療院）★・短期入所療養介護（病院等）★	5.1%	4.7%	3.6%	2.9%

(注) 令和6年度末までの経過措置期間を設け、経過措置期間中は、現行の3加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、今般の改定による加算率の引上げを受けることができるようにすることなどの激変緩和措置を講じる。

3. (1) ① 介護職員の処遇改善②

算定要件等

- 一本化後の新加算全体について、職種に着目した配分ルールは設けず、事業所内で柔軟な配分を認める。
- 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。
※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、収入として新たに増加するベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

加算率(※)		既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字	対応する現行の加算等(※)	新加算の趣旨
【24.5%】	新加算 (介護職員等 処遇改善加算)	I 新加算(Ⅱ)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること(訪問介護の場合、介護福祉士30%以上)	a. 処遇改善加算(Ⅰ) 【13.7%】 b. 特定処遇加算(Ⅰ) 【6.3%】 c. ベースアップ等支援加算 【2.4%】	事業所内の経験・技能のある職員を充実
【22.4%】		II 新加算(Ⅲ)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・ 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】 ・ 給与・賃金等の配分ルール【撤廃】	a. 処遇改善加算(Ⅰ) 【13.7%】 b. 特定処遇加算(Ⅱ) 【4.2%】 c. ベースアップ等支援加算 【2.4%】	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
【18.2%】		III 新加算(Ⅳ)に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	a. 処遇改善加算(Ⅰ) 【13.7%】 b. ベースアップ等支援加算 【2.4%】	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
【14.5%】		IV 新加算(Ⅳ)の1/2(7.2%)以上を月額賃金で配分 ・ 職場環境の改善(職場環境等要件)【見直し】 ・ 賃金体系等の整備及び研修の実施等	a. 処遇改善加算(Ⅱ) 【10.0%】 b. ベースアップ等支援加算 【2.4%】	介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

※：加算率は訪問介護のものを例として記載。

新加算(Ⅰ～Ⅳ)は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。(介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。)

108

3. (2) ① テレワークの取扱い

概要

【全サービス(居宅療養管理指導★を除く。)】

- 人員配置基準等で具体的な必要数を定めて配置を求めている職種のテレワークに関して、個人情報適切に管理していること、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取扱いの明確化を行い、職種や業務ごとに具体的な考え方を示す。【通知改正】

3. (2) ② 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置の義務付け

概要	【短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス】
○ 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、現場における課題を抽出及び分析した上で、事業所の状況に応じて、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。【省令改正】	

110

3. (2) ③ 介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進①

概要	【短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス】
○ 介護現場における生産性の向上に資する取組の促進を図る観点から、介護ロボットやICT等のテクノロジーの導入後の継続的なテクノロジーの活用を支援するため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行うとともに、一定期間ごとに、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行うことを評価する新たな加算を設けることとする。【告示改正】	
○ 加えて、上記の要件を満たし、提出したデータにより業務改善の取組による成果が確認された上で、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていることを評価する区分を設けることとする。【告示改正】	

単位数	
< 現行 > なし	 < 改定後 > 生産性向上推進体制加算 (Ⅰ) 100単位/月 (新設) 生産性向上推進体制加算 (Ⅱ) 10単位/月 (新設)

3. (2) ③ 介護ロボットやICT等のテクノロジーの活用促進②

算定要件等

【生産性向上推進体制加算（Ⅰ）】（新設）

- （Ⅱ）の要件を満たし、（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果（※1）が確認されていること。
 - 見守り機器等のテクノロジー（※2）を複数導入していること。
 - 職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていること。
 - 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。
- 注：生産性向上に資する取組を従来より進めている施設等においては、（Ⅱ）のデータによる業務改善の取組による成果と同等以上のデータを示す等の場合には、（Ⅱ）の加算を取得せず、（Ⅰ）の加算を取得することも可能である。

【生産性向上推進体制加算（Ⅱ）】（新設）

- 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。
- 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。
- 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。

（※1）業務改善の取組による効果を示すデータ等について

- （Ⅰ）において提供を求めるデータは、以下の項目とする。
 - ア 利用者のQOL等の変化（WHO-5等）
 - イ 総業務時間及び当該時間に含まれる超過勤務時間の変化
 - ウ 年次有給休暇の取得状況の変化
 - エ 心理的負担等の変化（SRS-18等）
 - オ 機器の導入による業務時間（直接介護、間接業務、休憩等）の変化（タイムスタディ調査）
- （Ⅱ）において求めるデータは、（Ⅰ）で求めるデータのうち、アからウの項目とする。
- （Ⅰ）における業務改善の取組による成果が確認されていることは、ケアの質が確保（アが維持又は向上）された上で、職員の業務負担の軽減（イが短縮、ウが維持又は向上）が確認されることをいう。

（※2）見守り機器等のテクノロジーの要件

- 見守り機器等のテクノロジーとは、以下のアからウに掲げる機器をいう。
 - ア 見守り機器
 - イ インカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器
 - ウ 介護記録ソフトウェアやスマートフォン等の介護記録の作成の効率化に資するICT機器（複数の機器の連携も含め、データの入力から記録・保存・活用までを一体的に支援するものに限る。）
- 見守り機器等のテクノロジーを複数導入するとは、少なくともアからウまでに掲げる機器は全て使用することであり、その際、アの機器は全ての居室に設置し、イの機器は全ての介護職員が使用すること。なお、アの機器の運用については、事前に利用者の意向を確認することとし、当該利用者の意向に応じ、機器の使用を停止する等の運用は認められるものであること。

112

3. (2) ⑧ 外国人介護人材に係る人員配置基準上の取扱いの見直し

概要

【通所系サービス★、短期入所系サービス★、居住系サービス★、多機能系サービス★、施設系サービス】

- 就労開始から6月未満のEPA介護福祉士候補者及び技能実習生（以下「外国人介護職員」という。）については、日本語能力試験N1又はN2に合格した者を除き、両制度の目的を考慮し、人員配置基準への算入が認められていないが、就労開始から6月未満であってもケアの習熟度が一定に達している外国人介護職員がいる実態なども踏まえ、人員配置基準に係る取扱いについて見直しを行う。

具体的には、外国人介護職員の日本語能力やケアの習熟度に個人差があることを踏まえ、事業者が、外国人介護職員の日本語能力や指導の実施状況、管理者や指導職員等の意見等を勘案し、当該外国人介護職員を人員配置基準に算入することについて意思決定を行った場合には、就労開始直後から人員配置基準に算入して差し支えないこととする。【告示改正】

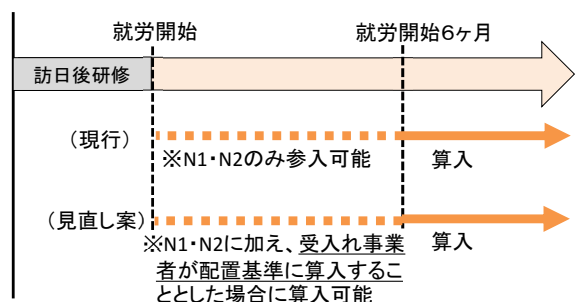
その際、適切な指導及び支援を行う観点、安全体制の整備の観点から、以下の要件を設ける。

- ア 一定の経験のある職員とチームでケアを行う体制とすること。
 - イ 安全対策担当者の配置、指針の整備や研修の実施など、組織的に安全対策を実施する体制を整備していること。
- 併せて、両制度の趣旨を踏まえ、人員配置基準への算入の有無にかかわらず、研修又は実習のための指導職員の配置や、計画に基づく技能等の修得や学習への配慮など、法令等に基づき、受入れ施設において適切な指導及び支援体制の確保が必要であることを改めて周知する。

算定要件等

次のいずれかに該当するものについては、職員等の配置の基準を定める法令の適用について職員等とみなしても差し支えないこととする。

- ・ 受入れ施設において就労を開始した日から6月を経過した外国人介護職員
- ・ 受入れ施設において就労を開始した日から6月を経過していない外国人介護職員であって、受入れ施設（適切な研修体制及び安全管理体制が整備されているものに限る。）に係る事業を行う者が当該外国人介護職員の日本語の能力及び研修の実施状況並びに当該受入れ施設の管理者、研修責任者その他の職員の意見等を勘案し、当該外国人介護職員を職員等の配置の基準を定める法令の適用について職員等とみなすこととしたもの
- ・ 日本語能力試験N1又はN2に合格した者



3. (3) ⑫ (看護) 小規模多機能型居宅介護における管理者の配置基準の見直し

概要	【小規模多機能型居宅介護★、看護小規模多機能型居宅介護】
○ (看護) 小規模多機能型居宅介護における管理者について、提供する介護サービスの質を担保しつつ、事業所を効率的に運営する観点から、他の事業所の管理者及び従事者との兼務可能なサービス類型を限定しないこととする。【省令改正】	

基準

	現行	改定後
小規模多機能型居宅介護	(管理者) 第六十四条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第六項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第一百五十五条の四十五第一項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第一号二に規定する第一号介護予防支援事業を除く。）に従事することができるものとする。	(管理者) 第六十四条 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、指定小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。
看護小規模多機能型居宅介護	(管理者) 第七十二条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第七項各号に掲げる施設等の職務に従事することができるものとする。	(管理者) 第七十二条 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

129

5. ② 特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の対象地域の明確化

概要	【訪問系サービス★、通所系サービス★、多機能系サービス★、福祉用具貸与★、居宅介護支援】
○ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法において、「過疎地域」とみなして同法の規定を適用することとされている地域等が、特別地域加算、中山間地域等の小規模事業所加算及び中山間地域に居住する者へのサービス提供加算の算定対象地域に含まれることを明確化する。【告示改正】	

基準

	算定要件	単位数	
特別地域加算	別に厚生労働大臣が定める地域（※１）に所在する事業所が、サービス提供を行った場合	所定単位数に15/100を乗じた単位数	※１：①離島振興対策実施地域、②奄美群島、③振興山村、④小笠原諸島、⑤沖縄の離島、⑥豪雪地帯、特別豪雪地帯、辺地、 過疎地域 等であって、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難な地域 ※２：①豪雪地帯及び特別豪雪地帯、②辺地、③半島振興対策実施地域、④特定農山村、 ⑤過疎地域 ※３：①離島振興対策実施地域、②奄美群島、③豪雪地帯及び特別豪雪地帯、④辺地、⑤振興山村、⑥小笠原諸島、⑦半島振興対策実施地域、⑧特定農山村地域、 ⑨過疎地域 、⑩沖縄の離島
中山間地域等における小規模事業所加算	別に厚生労働大臣が定める地域（※２）に所在する事業所が、サービス提供を行った場合	所定単位数に10/100を乗じた単位数	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	別に厚生労働大臣が定める地域（※３）に居住する利用者に対し、通常の事業の実施地域を越えて、サービス提供を行った場合	所定単位数に5/100を乗じた単位数	

○ 厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域（平成21年厚生労働省告示第83号）及び厚生労働大臣が定める地域（平成24年厚生労働省告示第120号）の規定を以下のように改正する。

< 現行 >
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第一項に規定する過疎地域

< 改定後 >
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和三年法律第十九号)第二条第二項により公示された過疎地域

5. ③ 特別地域加算の対象地域の見直し

概要

【訪問系サービス★、多機能系サービス★、福祉用具貸与★、居宅介護支援】

- 過疎地域その他の地域で、人口密度が希薄、交通が不便等の理由によりサービスの確保が著しく困難であると認められる地域であって、特別地域加算の対象として告示で定めるものについて、前回の改正以降、新たに加除する必要が生じた地域において、都道府県及び市町村から加除の必要性等を聴取した上で、見直しを行う。

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

:令和6年4月改定箇所

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2-2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注
			身体加算(身体加算)	認知症加算(認知症加算)	認知症加算(認知症加算)	登録者数が登録定員を超える場合又は	従業者の員数が基準に満たない場合	過少サービスに対する減算	特別地域小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 (10,450 単位)									
		要介護2 (15,310 単位)									
		要介護3 (22,350 単位)									
		要介護4 (24,677 単位)									
		要介護5 (27,309 単位)									
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 (8,623 単位)									
		要介護2 (12,620 単位)									
		要介護3 (20,146 単位)									
		要介護4 (22,233 単位)									
		要介護5 (24,516 単位)									
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)	要介護1 (575 単位)										
	要介護2 (845 単位)										
	要介護3 (709 単位)										
	要介護4 (777 単位)										
	要介護5 (844 単位)										
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)								
二 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	1.1 認知症加算(Ⅰ)		(1月につき 800単位を加算)								
	2.1 認知症加算(Ⅱ)		(1月につき 800単位を加算)								
	3.1 認知症加算(Ⅲ)		(1月につき 700単位を加算)								
	4.1 認知症加算(Ⅳ)		(1月につき 450単位を加算)								
ホ 認知症行動・心理状態緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)			(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))								
ヘ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 800単位を加算)								
ト 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護職員配置加算(Ⅰ)		(1月につき 900単位を加算)								
	(2) 看護職員配置加算(Ⅱ)		(1月につき 700単位を加算)								
	(3) 看護職員配置加算(Ⅲ)		(1月につき 480単位を加算)								
チ 看取り連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 64単位を加算)								
リ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 1,000単位を加算)								
ス 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	1.1 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)		(1月につき 1,200単位を加算)								
	2.1 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)		(1月につき 800単位を加算)								
ル 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		(1月につき +100単位)								
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		(1月につき +200単位)								
ヲ ロ控・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))								
ワ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)								
ニ サービス提供体制強化加算			(1月につき 1,000単位を加算)								
ニ サービス提供体制強化加算			(1月につき 100単位を加算)								
三 サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1月につき 750単位を加算)								
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1月につき 640単位を加算)								
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1月につき 350単位を加算)								
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 25単位を加算)								
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 21単位を加算)								
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 12単位を加算)								
四 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		(1月につき +所定単位×102/1000)								
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき +所定単位×74/1000)								
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		(1月につき +所定単位×41/1000)								
五 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		(1月につき +所定単位×15/1000)								
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき +所定単位×12/1000)								
六 介護職員等ベースアップ等支援加算			(1月につき +所定単位×17/1000)								

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入
 ※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和7年3月31日までの期間適用しない。

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

:令和6年4月改定箇所

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2-2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要支援1 (3,450 単位)	×70/100	×70/100	=1/100	=1/100	=1/100	×70/100	+15/100
		要支援2 (6,972 単位)							
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 (3,102 単位)							
		要支援2 (6,281 単位)							
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)		要支援1 (424 単位)							
		要支援2 (531 単位)							
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			1日につき 30単位を加算)						
ニ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)			(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))						
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 450単位を加算)						
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 1,200単位を加算)						
			(2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 800単位を加算)						
ト 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)		(1月につき +100単位)						
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)		(1月につき +200単位)						
チ ロ控・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))						
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)						
(1)生活機能向上連携体制加算(Ⅰ)			(1月につき 100単位を加算)						
(2)生活機能向上連携体制加算(Ⅱ)			(1月につき 10単位を加算)						
ロ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 750単位を加算)							
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算)							
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)							
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 25単位を加算)							
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 21単位を加算)							
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)							
ロ サービス提供体制強化加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		(1月につき +所定単位×102/1000)						
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき +所定単位×74/1000)						
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		(1月につき +所定単位×41/1000)						
ロ サービス提供体制強化加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		(1月につき +所定単位×15/1000)						
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき +所定単位×12/1000)						
ロ サービス提供体制強化加算			(1月につき +所定単位×17/1000)						

登録者数が登録定員を超える場合	又は 従業員数が基準に満たない場合	身体障害者生活自立支援減算	高齢者生活自立支援減算	認知症対応型生活支援減算	過少サービスに対する減算	特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

：「特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入

※ 身体障害者生活自立支援未定額減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 認知症対応型生活支援未定額減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの期間適用しない。

※ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については、令和6年5月31日まで算定可能。

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

:令和6年6月改定箇所

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2-2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注									
			身体拘束廃止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未策定減算	登録者数が登録定員を超える場合又は 又は 従業員数が 数が基準に 満たない場合	過少サービス に対する減算	特別地域小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算	中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算									
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1 (10,458 単位)	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	×70/100	×70/100	+15/100	+10/100	+5/100									
		要介護2 (15,370 単位)																		
		要介護3 (22,359 単位)																		
		要介護4 (24,677 単位)																		
		要介護5 (27,209 単位)																		
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 (8,423 単位)																		
		要介護2 (13,849 単位)																		
		要介護3 (20,144 単位)																		
		要介護4 (22,233 単位)																		
		要介護5 (24,516 単位)																		
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)																				
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)																	
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算(Ⅰ)		(1月につき 920単位を加算)																	
	(2) 認知症加算(Ⅱ)		(1月につき 890単位を加算)																	
	(3) 認知症加算(Ⅲ)		(1月につき 760単位を加算)																	
	(4) 認知症加算(Ⅳ)		(1月につき 460単位を加算)																	
ホ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)			(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))																	
ヘ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 800単位を加算)																	
ト 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護職員配置加算(Ⅰ)		(1月につき 900単位を加算)																	
	(2) 看護職員配置加算(Ⅱ)		(1月につき 700単位を加算)																	
	(3) 看護職員配置加算(Ⅲ)		(1月につき 480単位を加算)																	
チ 看取り連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 64単位を加算)																	
リ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 1,000単位を加算)																	
ヌ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ)		(1月につき 1,200単位を加算)																	
	(2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ)		(1月につき 800単位を加算)																	
ル 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)		(1月につき +100単位)																	
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)		(1月につき +200単位)																	
ロ 訪問・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))																	
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)																	
カ 生産性向上推進体制加算	(1) 生産性向上推進体制加算(Ⅰ)		(1月につき 100単位を加算)																	
	(2) 生産性向上推進体制加算(Ⅱ)		(1月につき 10単位を加算)																	
コ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1月につき 750単位を加算)																	
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1月につき 640単位を加算)																	
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1月につき 390単位を加算)																	
	(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 25単位を加算)																	
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 21単位を加算)																	
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 12単位を加算)																	
ク サービス提供体制強化加算 ※ 介護職員処遇改善加算																				

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

:令和6年6月改定箇所

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2-2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分			注		注	注	注	注	注	注						
			登録者数が登録定員を超える場合	又は 災害者の員数が基準を満たさない場合	身体拘束廃止未実施減算	高齢者虐待防止措置未実施減算	業務継続計画未実施減算	過少サービスに対する減算	特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算					
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外に対して行う場合	要支援1 (3,450 単位)	×70/100	×70/100	-1/100	-1/100	-1/100	×70/100	+15/100	+10/100	+5/100					
		要支援2 (6,972 単位)														
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 (3,109 単位)														
		要支援2 (6,281 単位)														
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)		要支援1 (424 単位) 要支援2 (531 単位)														
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			1日につき 30単位を加算)													
ニ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)			(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))													
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 450単位を加算)													
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 1,200単位を加算) (2) 総合マネジメント体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 800単位を加算)														
ト 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき +100単位) (2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)														
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)															
チ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))													
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)													
ス 生産性向上推進体制加算	(1)生産性向上推進体制加算(Ⅰ)		(1月につき 100単位を加算) (2)生産性向上推進体制加算(Ⅱ) (1月につき 10単位を加算)													
	(2)生産性向上推進体制加算(Ⅱ)															
ル サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 750単位を加算)	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 25単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 21単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 12単位を加算)													
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算)														
		(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)														
	(2) ロを算定している場合															
第2 介護職員等処遇改善加算			(1) 介護職員等処遇改善加算(V1)		※ 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計											
			(2) 介護職員等処遇改善加算(V1)													
			(3) 介護職員等処遇改善加算(V1)													
			(4) 介護職員等処遇改善加算(V1)													
			(5) 介護職員等処遇改善加算(V)								(1月につき、+所定単位×106/1000)					
											(1月につき、+所定単位×132/1000)					
											(1月につき、+所定単位×121/1000)					
											(1月につき、+所定単位×129/1000)					
											(1月につき、+所定単位×126/1000)					
											(1月につき、+所定単位×118/1000)					
											(1月につき、+所定単位×104/1000)					
											(1月につき、+所定単位×101/1000)					
											(1月につき、+所定単位×99/1000)					
											(1月につき、+所定単位×89/1000)					
											(1月につき、+所定単位×87/1000)					
											(1月につき、+所定単位×85/1000)					
											(1月につき、+所定単位×71/1000)					
											(1月につき、+所定単位×71/1000)					
											(1月につき、+所定単位×69/1000)					
											(1月につき、+所定単位×68/1000)					
											(1月につき、+所定単位×68/1000)					
											(1月につき、+所定単位×68/1000)					
											(1月につき、+所定単位×68/1000)					
											(1月につき、+所定単位×68/1000)					
											(1月につき、+所定単位×68/1000)					
											(1月につき、+所定単位×68/1000)					
											(1月につき、+所定単位×68/1000)					
											(1月につき、+所定単位×68/1000)					
											(1月につき、+所定単位×68/1000)					
											(1月につき、+所定単位×68/1000)					
											(1月につき、+所定単位×68/1000)					
											(1月につき、+所定単位×68/1000)					
											(1月につき、+所定単位×68/1000)					
											(1月につき、+所定単位×68/1000)					
											(1月につき、+所定単位×68/1000)					
											(1月につき、+所定単位×68/1000)					
											(1月につき、+所定単位×68/1000)					
											(1月につき、+所定単位×68/1000)					
											(1月につき、+所定単位×68/1000)					
											(1月につき、+所定単位×68/1000)					
											(1月につき、+所定単位×68/1000)					
											(1月につき、+所定単位×68/1000)					
											(1月につき、+所定単位×68/1000)					
											(1月につき、+所定単位×68/1000)					
											(1月につき、+所定単位×68/1000)					
											(1月につき、+所定単位×68/1000)					
											(1月につき、+所定単位×68/1000)					
											(1月につき、+所定単位×68/1000)					
											(1月につき、+所定単位×68/1000)					
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1000)																
(1月につき、+所定単位×68/1																

：「特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入

※ 身体拘束廃止未実施減算については令和7年4月1日から適用する。

※ 業務継続計画未実施減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能。

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(案)

：令和6年4月改定箇所

以下の資料は、これまでに行われた介護給付費分科会の議論等を踏まえ、厚生労働省が事務的に整理した令和6年（2024年）2月21日時点の「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の案です。

一覽表の具体的な内容については、決定されたものでないこと及び今後見直しの可能性があり得るものであることを御了知くださいますようお願いいたします。

なお、提出期限等の詳細については、共通編の「熊本県・熊本市からのお知らせ①」を御参照ください。

(別紙 1 - 3)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス）

										事業番号番号									
提供サービス		施設等の区分		人員配置区分		そ の 他 該 当 す る 体 制 等										LIFEへの登録		割引	
各サービス共通						地域区分 □ 1 1級地 □ 6 2級地 □ 7 3級地 □ 2 4級地 □ 3 5級地 □ 4 6級地 □ 9 7級地 □ 5 その他													
						職員の欠員による減算の状況 □ 1 なし □ 2 看護職員 □ 3 介護職員										□ 1 なし		□ 1 なし	
						<u>高齢者虐待防止措置実施の有無</u> □ 1 減算型 □ 2 基準型										□ 2 あり		□ 2 あり	
						<u>緊急継続計画策定の有無</u> □ 1 減算型 □ 2 基準型													
						特別地域加算 □ 1 なし □ 2 あり													
						中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況） □ 1 非該当 □ 2 該当													
□ 73	小規模多機能型居宅介護	□ 1 小規模多機能型居宅介護事業所 □ 2 サラライト型小規模多機能型居宅介護事業所	認知症加算 □ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ																
			若年性認知症利用者受入加算 □ 1 なし □ 2 あり																
			看護職員配置加算 □ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ □ 4 加算Ⅲ																
			看取り連携体制加算 □ 1 なし □ 2 あり																
			訪問体制強化加算 □ 1 なし □ 2 あり																
			<u>総合マネジメント体制強化加算</u> □ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 2 あり加算Ⅲ																
			科学的介護推進体制加算 □ 1 なし □ 2 あり																
			<u>生涯志向上進体制加算</u> □ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ																
			サービス提供体制強化加算 □ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 7 加算Ⅲ																
			介護職員処遇改善加算 □ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 2 加算Ⅲ																
						介護職員等特定処遇改善加算 □ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ													
						介護職員等ベースアップ等支援加算 □ 1 なし □ 2 あり													
□ 68	小規模多機能型居宅介護（短期利用型）	□ 1 小規模多機能型居宅介護事業所 □ 2 サラライト型小規模多機能型居宅介護事業所	職員の欠員による減算の状況 □ 1 なし □ 2 看護職員 □ 3 介護職員										□ 1 なし □ 2 あり		□ 1 なし □ 2 あり				
			<u>高齢者虐待防止措置実施の有無</u> □ 1 減算型 □ 2 基準型																
			<u>緊急継続計画策定の有無</u> □ 1 減算型 □ 2 基準型																
			特別地域加算 □ 1 なし □ 2 あり																
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況） □ 1 非該当 □ 2 該当																
			<u>生涯志向上進体制加算</u> □ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ																
			サービス提供体制強化加算 □ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 7 加算Ⅲ																
			介護職員処遇改善加算 □ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 2 加算Ⅲ																
			介護職員等特定処遇改善加算 □ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ																
									介護職員等ベースアップ等支援加算 □ 1 なし □ 2 あり										
□ 75	介護予防小規模多機能型居宅介護	□ 1 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 □ 2 サラライト型介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	職員の欠員による減算の状況 □ 1 なし □ 2 看護職員 □ 3 介護職員										□ 1 なし □ 2 あり		□ 1 なし □ 2 あり				
			<u>高齢者虐待防止措置実施の有無</u> □ 1 減算型 □ 2 基準型																
			<u>緊急継続計画策定の有無</u> □ 1 減算型 □ 2 基準型																
			特別地域加算 □ 1 なし □ 2 あり																
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況） □ 1 非該当 □ 2 該当																
			若年性認知症利用者受入加算 □ 1 なし □ 2 あり																
			<u>総合マネジメント体制強化加算</u> □ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 2 あり加算Ⅲ																
			科学的介護推進体制加算 □ 1 なし □ 2 あり																
			<u>生涯志向上進体制加算</u> □ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ																
			サービス提供体制強化加算 □ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 7 加算Ⅲ																
						介護職員処遇改善加算 □ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 2 加算Ⅲ													
						介護職員等特定処遇改善加算 □ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ													
						介護職員等ベースアップ等支援加算 □ 1 なし □ 2 あり													
□ 69	介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型）	□ 1 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 □ 2 サラライト型介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	職員の欠員による減算の状況 □ 1 なし □ 2 看護職員 □ 3 介護職員										□ 1 なし □ 2 あり		□ 1 なし □ 2 あり				
			<u>高齢者虐待防止措置実施の有無</u> □ 1 減算型 □ 2 基準型																
			<u>緊急継続計画策定の有無</u> □ 1 減算型 □ 2 基準型																
			特別地域加算 □ 1 なし □ 2 あり																
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況） □ 1 非該当 □ 2 該当																
			<u>生涯志向上進体制加算</u> □ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ																
			サービス提供体制強化加算 □ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 7 加算Ⅲ																
			介護職員処遇改善加算 □ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 2 加算Ⅲ																
			介護職員等特定処遇改善加算 □ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ																
									介護職員等ベースアップ等支援加算 □ 1 なし □ 2 あり										

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況）

				事業所番号																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
--	--	--	--	-------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

備考 (別紙1-3) 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

備考 1 事業所・施設において、施設等の区分欄、人員配置区分欄、LIFE（科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence）への登録欄、その他該当する体制等欄に掲げる項目につき該当する番号の横の□を■にしてください。

- 2 「施設等」の区分」及び「その他該当する体制等」欄で施設、設備等に係る加算（減算）の届出については、「平面図」（別紙6）を添付してください。
- 3 人員配置に係る届出については、勤務体制がわかる書類（「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」（別紙7）又はこれに準じた勤務割表等）を添付してください。
- 4 「割引」を「あり」と記載する場合は「地域密着型サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」（別紙5-2）を添付してください。
- 5 「訪問看護体制加算」、「看護体制強化加算」及び「サテライト体制未整備減算」については、「看護体制及びサテライト体制に係る届出書」（別紙8-3）を添付してください。
- 6 「緊急時訪問看護加算」「緊急時対応加算」「特別管理体制」「ターミナルケア体制」については、「緊急時（介護予防）訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」（別紙8）を添付してください。
- 7 「総合マネジメント体制強化加算」については、「総合マネジメント体制強化加算に係る届出書」（別紙31）を添付してください。
- 8 「認知症専門ケア加算」については、「認知症専門ケア加算に係る届出書（訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護）」（別紙26-1）又は「認知症専門ケア加算に係る届出書（（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設・介護医療院）」（別紙26-2）」を添付してください。
- 9 「24時間通報対応加算」については、「24時間通報対応加算に係る届出書」（別紙32）を添付してください。
- 10 「その他該当する体制等」欄で人員配置に係る加算（減算）の届出については、それぞれ加算（減算）の要件となる職員の配置状況や勤務体制がわかる書類を添付してください。
(例)「機能訓練指導体制」…機能訓練指導員、「夜間勤務条件基準」…夜勤を行う看護師（准看護師）と介護職員の配置状況 等
- 11 「時間延長サービス体制」については、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な場合に記載してください。
- 12 「生活相談員配置等加算」については、「生活相談員配置等加算に係る届出書」（別紙27）を添付してください。
- 13 「入浴介助加算」については、浴室の平面図等を添付してください。
- 14 「中重度者ケア体制加算」については、「中重度者ケア体制加算に係る届出書」（別紙28-1）及び「利用者の割合に関する計算書」（別紙28-2）を添付してください。
- 15 地域密着型通所介護の「認知症加算」については、「認知症加算に係る届出書」（別紙29-1）及び「利用者の割合に関する計算書」（別紙29-2）を、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）の「認知症加算（Ⅰ）・（Ⅱ）」については、「認知症加算（Ⅰ）・（Ⅱ）」に係る届出書」（別紙29-3）を添付してください。
- 16 「栄養ケア・マネジメントの実施の有無」及び「栄養マネジメント強化体制」については、「栄養マネジメント体制に関する届出書」（別紙11）を添付してください。
- 17 「夜間看護体制加算」については、「夜間看護体制加算に係る届出書」（別紙9）を添付してください。
- 18 「看護体制加算」については、「看護体制加算に係る届出書」（別紙9-3）を、「看取り介護体制」については、「看取り介護体制に係る届出書」（別紙9-4）を、「看取り介護加算」については、「看取り介護体制に係る届出書」（別紙9-5）を添付してください。
- 19 「看取り連携体制加算」については、「看取り連携体制加算に係る届出書」（別紙9-6）を、「看取り介護加算」については、「看取り介護加算に係る届出書」（別紙9-7）を添付してください。
- 20 「訪問体制強化加算」については、「訪問体制強化加算に係る届出書」（別紙33）を添付してください。
- 21 「サービス提供体制強化加算」については、「サービス提供体制強化加算に関する届出書」（別紙12）～（別紙12-6）までのいずれかを添付してください。
- 22 「夜間支援体制加算」については、「夜間支援体制加算に係る届出書」（別紙34）を添付してください。
- 23 「医療連携体制加算Ⅰ」については、「医療連携体制加算Ⅰ」に係る届出書」（別紙35-1）を、「医療連携体制加算Ⅱ」については、「医療連携体制加算Ⅱ」に係る届出書」（別紙35-2）を添付してください。
- 24 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領で記載してください。
看護職員、介護職員、介護従業者、介護支援専門員の欠員（看護師の配置割合が基準を満たしていない場合を含む。）…「その他該当する体制等」欄の欠員該当職種を選択する。
- 25 「日常生活継続支援加算」については、「日常生活継続支援加算に関する届出書」（別紙16）を添付してください。
- 26 「入居継続支援加算」については、「入居継続支援加算に係る届出書」（別紙20）を添付してください。
- 27 「配置医師緊急時対応加算」については、「配置医師緊急時対応加算に係る届出書」（別紙21）を添付してください。
- 28 「テクノロジーの導入」については、「テクノロジーの導入による日常生活継続支援加算に関する届出書」（別紙16-2）、「テクノロジーの導入による入居継続支援加算に関する届出書」（別紙20-2）、「テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書」（別紙22）のいずれかを添付してください。
- 29 「褥瘡マネジメント加算」については、「褥瘡マネジメントに関する届出書」（別紙23）を添付してください。

30 「高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ」「高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ」については、「高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書」（別紙39）を添付してください。
31 「生産性向上推進体制加算」については、「生産性向上推進体制加算に係る届出書」（別紙41）を添付してください。

注 地域密着型介護予防サービスについて、一体的に運営がされている地域密着型サービスに係る届出の別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

備考 （別紙1－3）地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス サテライト事業所

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（案）

：令和6年6月改定箇所

以下の資料は、これまでに行われた介護給付費分科会の議論等を踏まえ、厚生労働省が事務的に整理した令和6年（2024年）2月21日時点の「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」の案です。
一覧表の具体的な内容については、決定されたものでないこと及び今後見直しの可能性があり得るものであることを御了知くださいますようお願いいたします。
なお、提出期限等の詳細については、共通編の「熊本県・熊本市からのお知らせ①」を御参照ください。

(別紙1-3)

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス）

				事業所番号															
提供サービス		施設等の区分		人員配置区分		そ の 他 該 当 す る 体 制 等										LIFEへの登録		割 引	
各サービス共通						地域区分										□ 1 なし □ 2 あり		□ 1 なし □ 2 あり	
□ 73	小規模多機能型居宅介護	□ 1 小規模多機能型居宅介護事業所 □ 2 サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所	職員の欠員による減算の状況		□ 1 なし □ 2 看護職員 □ 3 介護職員												□ 1 なし □ 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり	
			高齢者虐待防止措置実施の有無		□ 1 減算型 □ 2 基準型														
			業務継続計画策定の有無		□ 1 減算型 □ 2 基準型														
			特別地域加算		□ 1 なし □ 2 あり														
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）		□ 1 非該当 □ 2 該当														
			認知症加算		□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ														
			若年性認知症利用者受入加算		□ 1 なし □ 2 あり														
			看護職員配置加算		□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ □ 4 加算Ⅲ														
			習得り連携体制加算		□ 1 なし □ 2 あり														
			訪問体制強化加算		□ 1 なし □ 2 あり														
			総合マネジメント体制強化加算		□ 1 なし □ 3 加算Ⅰ □ 2 加算Ⅱ														
			科学的介護推進体制加算		□ 1 なし □ 2 あり														
			生産性向上推進体制加算		□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ														
			サービス提供体制強化加算		□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 7 加算Ⅲ														
			介護職員等処遇改善加算		□ 1 なし □ 4 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 2 加算Ⅲ □ 7 加算Ⅳ □ 8 加算Ⅱ □ 9 加算Ⅲ □ A 加算Ⅳ □ B 加算Ⅴ(1) □ C 加算Ⅴ(2) □ D 加算Ⅴ(3) □ E 加算Ⅴ(4) □ F 加算Ⅴ(5) □ G 加算Ⅴ(6) □ H 加算Ⅴ(7) □ J 加算Ⅴ(8) □ K 加算Ⅴ(9) □ L 加算Ⅴ(10) □ M 加算Ⅴ(11) □ N 加算Ⅴ(12) □ P 加算Ⅴ(13) □ R 加算Ⅴ(14)														
			介護職員等特定処遇改善加算		□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ														
			介護職員等ベースアップ等主従加算		□ 1 なし □ 2 あり														
□ 68	小規模多機能型居宅介護（短期利用型）	□ 1 小規模多機能型居宅介護事業所 □ 2 サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所	職員の欠員による減算の状況		□ 1 なし □ 2 看護職員 □ 3 介護職員												□ 1 なし □ 2 あり	□ 1 なし □ 2 あり	
			高齢者虐待防止措置実施の有無		□ 1 減算型 □ 2 基準型														
			業務継続計画策定の有無		□ 1 減算型 □ 2 基準型														
			特別地域加算		□ 1 なし □ 2 あり														
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）		□ 1 非該当 □ 2 該当														
			認知症加算		□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ														
			若年性認知症利用者受入加算		□ 1 なし □ 2 あり														
			看護職員配置加算		□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ □ 4 加算Ⅲ														
			習得り連携体制加算		□ 1 なし □ 2 あり														
			訪問体制強化加算		□ 1 なし □ 2 あり														
			総合マネジメント体制強化加算		□ 1 なし □ 3 加算Ⅰ □ 2 加算Ⅱ														
			科学的介護推進体制加算		□ 1 なし □ 2 あり														
			生産性向上推進体制加算		□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ														
			サービス提供体制強化加算		□ 1 なし □ 6 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 7 加算Ⅲ														
			介護職員等処遇改善加算		□ 1 なし □ 4 加算Ⅰ □ 5 加算Ⅱ □ 2 加算Ⅲ □ 7 加算Ⅳ □ 8 加算Ⅱ □ 9 加算Ⅲ □ A 加算Ⅳ □ B 加算Ⅴ(1) □ C 加算Ⅴ(2) □ D 加算Ⅴ(3) □ E 加算Ⅴ(4) □ F 加算Ⅴ(5) □ G 加算Ⅴ(6) □ H 加算Ⅴ(7) □ J 加算Ⅴ(8) □ K 加算Ⅴ(9) □ L 加算Ⅴ(10) □ M 加算Ⅴ(11) □ N 加算Ⅴ(12) □ P 加算Ⅴ(13) □ R 加算Ⅴ(14)														
			介護職員等特定処遇改善加算		□ 1 なし □ 2 加算Ⅰ □ 3 加算Ⅱ														
			介護職員等ベースアップ等主従加算		□ 1 なし □ 2 あり														

☐ 75	介護予防小規模多機能型居宅介護	☐ 1 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 ☐ 2 サテライト型介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	職員の欠員による減算の状況	☐ 1 なし ☐ 2 看護職員 ☐ 3 介護職員	☐ 1 なし ☐ 2 あり	☐ 1 なし ☐ 2 あり	
			高齢者虐待防止措置実施の有無	☐ 1 減算型 ☐ 2 基準型			
			業務継続計画策定の有無	☐ 1 減算型 ☐ 2 基準型			
			特別地域加算	☐ 1 なし ☐ 2 あり			
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	☐ 1 非該当 ☐ 2 該当			
			若年性認知症利用者受入加算	☐ 1 なし ☐ 2 あり			
			総合マネジメント体制強化加算	☐ 1 なし ☐ 3 加算Ⅰ ☐ 2 加算Ⅱ			
			科学的介護推進体制加算	☐ 1 なし ☐ 2 あり			
			生産性向上推進体制加算	☐ 1 なし ☐ 2 加算Ⅰ ☐ 3 加算Ⅱ			
			サービス提供体制強化加算	☐ 1 なし ☐ 6 加算Ⅰ ☐ 5 加算Ⅱ ☐ 7 加算Ⅲ			
			介護職員等処遇改善加算	☐ 1 なし ☐ 4 加算Ⅰ ☐ 5 加算Ⅱ ☐ 2 加算Ⅲ ☐ 7 加算Ⅳ ☐ 8 加算Ⅱ ☐ 9 加算Ⅲ ☐ A 加算Ⅳ ☐ B 加算Ⅴ(1) ☐ C 加算Ⅴ(2) ☐ D 加算Ⅴ(3) ☐ E 加算Ⅴ(4) ☐ F 加算Ⅴ(5) ☐ G 加算Ⅴ(6) ☐ H 加算Ⅴ(7) ☐ J 加算Ⅴ(8) ☐ K 加算Ⅴ(9) ☐ L 加算Ⅴ(10) ☐ M 加算Ⅴ(11) ☐ N 加算Ⅴ(12) ☐ P 加算Ⅴ(13) ☐ R 加算Ⅴ(14)			
			介護職員等特定処遇改善加算	☐ 1 なし ☐ 2 加算Ⅰ ☐ 3 加算Ⅱ			
			介護職員等ベースアップ等主従加算	☐ 1 なし ☐ 2 あり			
☐ 69	介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型）	☐ 1 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 ☐ 2 サテライト型介護予防小規模多機能型居宅介護事業所	職員の欠員による減算の状況	☐ 1 なし ☐ 2 看護職員 ☐ 3 介護職員	☐ 1 なし ☐ 2 あり	☐ 1 なし ☐ 2 あり	
			高齢者虐待防止措置実施の有無	☐ 1 減算型 ☐ 2 基準型			
			業務継続計画策定の有無	☐ 1 減算型 ☐ 2 基準型			
			特別地域加算	☐ 1 なし ☐ 2 あり			
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	☐ 1 非該当 ☐ 2 該当			
			若年性認知症利用者受入加算	☐ 1 なし ☐ 2 あり			
			総合マネジメント体制強化加算	☐ 1 なし ☐ 3 加算Ⅰ ☐ 2 加算Ⅱ			
			科学的介護推進体制加算	☐ 1 なし ☐ 2 あり			
			生産性向上推進体制加算	☐ 1 なし ☐ 2 加算Ⅰ ☐ 3 加算Ⅱ			
			サービス提供体制強化加算	☐ 1 なし ☐ 6 加算Ⅰ ☐ 5 加算Ⅱ ☐ 7 加算Ⅲ			
			介護職員等処遇改善加算	☐ 1 なし ☐ 4 加算Ⅰ ☐ 5 加算Ⅱ ☐ 2 加算Ⅲ ☐ 7 加算Ⅳ ☐ 8 加算Ⅱ ☐ 9 加算Ⅲ ☐ A 加算Ⅳ ☐ B 加算Ⅴ(1) ☐ C 加算Ⅴ(2) ☐ D 加算Ⅴ(3) ☐ E 加算Ⅴ(4) ☐ F 加算Ⅴ(5) ☐ G 加算Ⅴ(6) ☐ H 加算Ⅴ(7) ☐ J 加算Ⅴ(8) ☐ K 加算Ⅴ(9) ☐ L 加算Ⅴ(10) ☐ M 加算Ⅴ(11) ☐ N 加算Ⅴ(12) ☐ P 加算Ⅴ(13) ☐ R 加算Ⅴ(14)			
			介護職員等特定処遇改善加算	☐ 1 なし ☐ 2 加算Ⅰ ☐ 3 加算Ⅱ			
			介護職員等ベースアップ等主従加算	☐ 1 なし ☐ 2 あり			

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の状況）

[illegible]

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	そ の 他 該 当 す る 体 制 等								
各サービス共通			地域区分	☐ 1 1級地	☐ 6 2級地	☐ 7 3級地	☐ 2 4級地	☐ 5 その他			
☐ 73	小規模多機能型居宅介護 ☐ 1 小規模多機能型居宅介護事業所 ☐ 2 サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況	☐ 1 なし	☐ 2 看護職員	☐ 3 介護職員					
			高齢者虐待防止措置実施の有無	☐ 1 減算型	☐ 2 基準型						
			業務継続計画策定の有無	☐ 1 減算型	☐ 2 基準型						
			特別地域加算	☐ 1 なし	☐ 2 あり						
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	☐ 1 非該当	☐ 2 該当						
			認知症加算	☐ 1 なし	☐ 2 加算Ⅰ	☐ 3 加算Ⅱ					
			若年性認知症利用者受入加算	☐ 1 なし	☐ 2 あり						
			看護職員配置加算	☐ 1 なし	☐ 2 加算Ⅰ	☐ 3 加算Ⅱ	☐ 4 加算Ⅲ				
			看取り連携体制加算	☐ 1 なし	☐ 2 あり						
			訪問体制強化加算	☐ 1 なし	☐ 2 あり						
			総合マネジメント体制強化加算	☐ 1 なし	☐ 3 加算Ⅰ	☐ 2 加算Ⅱ					
			科学的介護推進体制加算	☐ 1 なし	☐ 2 あり						
☐ 68	小規模多機能型居宅介護（短期利用型） ☐ 1 小規模多機能型居宅介護事業所 ☐ 2 サテライト型小規模多機能型居宅介護事業所		職員の欠員による減算の状況	☐ 1 なし	☐ 2 看護職員	☐ 3 介護職員					
			高齢者虐待防止措置実施の有無	☐ 1 減算型	☐ 2 基準型						
			業務継続計画策定の有無	☐ 1 減算型	☐ 2 基準型						
			中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	☐ 1 非該当	☐ 2 該当						
			排せつ支援加算	☐ 1 なし	☐ 2 あり						
			科学的介護推進体制加算	☐ 1 なし	☐ 2 あり						
			職員の欠員による減算の状況	☐ 1 なし	☐ 2 看護職員	☐ 3 介護職員					
			高齢者虐待防止措置実施の有無	☐ 1 減算型	☐ 2 基準型						
			業務継続計画策定の有無	☐ 1 減算型	☐ 2 基準型						
			特別地域加算	☐ 1 なし	☐ 2 あり						
			☐ 75	介護予防小規模多機能型居宅介護 ☐ 1 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 ☐ 2 サテライト型介護予防小規模多機能型居宅介護事業所		中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	☐ 1 非該当	☐ 2 該当			
						若年性認知症利用者受入加算	☐ 1 なし	☐ 2 あり			
総合マネジメント体制強化加算	☐ 1 なし	☐ 3 加算Ⅰ				☐ 2 加算Ⅱ					
科学的介護推進体制加算	☐ 1 なし	☐ 2 あり									
職員の欠員による減算の状況	☐ 1 なし	☐ 2 看護職員				☐ 3 介護職員					
高齢者虐待防止措置実施の有無	☐ 1 減算型	☐ 2 基準型									
業務継続計画策定の有無	☐ 1 減算型	☐ 2 基準型									
特別地域加算	☐ 1 なし	☐ 2 あり									
☐ 69	介護予防小規模多機能型居宅介護（短期利用型） ☐ 1 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 ☐ 2 サテライト型介護予防小規模多機能型居宅介護事業所					職員の欠員による減算の状況	☐ 1 なし	☐ 2 看護職員	☐ 3 介護職員		
						高齢者虐待防止措置実施の有無	☐ 1 減算型	☐ 2 基準型			
						業務継続計画策定の有無	☐ 1 減算型	☐ 2 基準型			
						中山間地域等における小規模事業所加算（地域に関する状況）	☐ 1 非該当	☐ 2 該当			

備考 1 この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。

備考 (別紙1-3) 地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス

備考 1 事業所・施設において、施設等の区分欄、人員配置区分欄、LIFE（科学的介護情報システム（Long-term care Information system For Evidence）への登録欄、その他該当する体制等欄に掲げる項目につき該当する番号の横の□を■にしてください。

2 「施設等の区分」及び「その他該当する体制等」欄で施設・設備等に係る加算（減算）の届出については、「平面図」（別紙6）を添付してください。

3 人員配置に係る届出については、勤務体制がわかる書類（「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」（別紙7）又はこれに準じた勤務割表等）を添付してください。

4 「割引」を「あり」と記載する場合は「地域密着型サービス事業者等による介護給付費の割引に係る割引率の設定について」（別紙5-2）を添付してください。

5 「訪問看護体制減算」、「看護体制強化加算」及び「サテライト体制未整備減算」については、「看護体制及びサテライト体制に係る届出書」（別紙8-3）を添付してください。

6 「緊急時訪問看護加算」「緊急時対応加算」「特別管理体制」「ターミナルケア体制」については、「緊急時（介護予防）訪問看護加算・緊急時対応加算・特別管理体制・ターミナルケア体制に係る届出書」（別紙8）を添付してください。

7 「総合マネジメント体制強化加算」については、「総合マネジメント体制強化加算に係る届出書」（別紙31）を添付してください。

8 「認知症専門ケア加算」については、「認知症専門ケア加算に係る届出書（訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護）」（別紙26-1）又は「認知症専門ケア加算に係る届出書（（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型老人福祉施設入所者生活介護、老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設（介護医療院）」（別紙26-2）」を添付してください。

9 「24時間通報対応加算」については、「24時間通報対応加算に係る届出書」（別紙32）を添付してください。

10 「その他該当する体制等」欄で人員配置に係る加算（減算）の届出については、それぞれ加算（減算）の要件となる職員の配置状況や勤務体制がわかる書類を添付してください。

(例) 一「機能訓練指導体制」…機能訓練指導員、「夜間勤務条件基準」…夜勤を行う看護師(准看護師)と介護職員の配置状況 等

11 「時間延長サービス体制」については、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な場合に記載してください。

12 「生活相談員配置等加算」については、「生活相談員配置等加算に係る届出書」（別紙27）を添付してください。

13 「入浴介助加算」については、浴室の平面図等を添付してください。

14 「中重度者ケア体制加算」については、「中重度者ケア体制加算に係る届出書」（別紙28-1）及び「利用者の割合に関する計算書」（別紙28-2）を添付してください。

15 地域密着型通所介護の「認知症加算」については、「認知症加算に係る届出書」（別紙29-1）及び「利用者の割合に関する計算書」（別紙29-2）を、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）の「認知症加算（Ⅰ）・（Ⅱ）」については、「認知症加算（Ⅰ）（Ⅱ）に係る届出書」（別紙29-3）を添付してください。

16 「栄養ケア・マネジメントの実施の有無」及び「栄養マネジメント強化体制」については、「栄養マネジメント体制に関する届出書」（別紙11）を添付してください。

17 「夜間看護体制加算」については、「夜間看護体制加算に係る届出書」（別紙9）を添付してください。

18 「看護体制加算」については、「看護体制加算に係る届出書」（別紙9-3）を、「看取り介護体制」については、「看取り介護体制に係る届出書」（別紙9-4）を、「看取り介護加算」については、「看取り介護体制に係る届出書」（別紙9-5）を添付してください。

19「看取り連携体制加算」については、「看取り連携体制加算に係る届出書」（別紙9-6）を、「看取り介護加算」については、「看取り介護加算に係る届出書」（別紙9-7）を添付してください。

20 「訪問体制強化加算」については、「訪問体制強化加算に係る届出書」（別紙33）を添付してください。

21 「サービス提供体制強化加算」については、「サービス提供体制強化加算に関する届出書」（別紙12）へ

22 「夜間支援体制加算」については、「夜間支援体制加算に係る届出書」（別紙34）を添付してください。

23 「医療連携体制加算（Ⅰ）」については、「医療連携体制加算（Ⅰ）」に係る届出

24 「職員の欠員による減算の状況」については、以下の要領で記載してください。

看護職員、介護職員、介護従業者、介護支援専門員の欠員（看護師の配置割合が基準を満たしていない場合を含む。）

25 「日常生活継続支援加算」については、「日常生活継続支援加算に関する届出書」（別紙16）を添付してください。

26 「入居継続支援加算」については、「入居継続支援加算に係る届出書」（別紙20）を添付してください。

27 「配置医師緊急時対応加算」については、「配置医師緊急時対応加算に係る届出書」（別紙21）を添付してください。

28 「テクノロジーの導入」については、「テクノロジーの導入による日常生活継続支援加算に関する届出書」(

(別紙20-2)、「テクノロジーの導入による夜勤職員配置加算に係る届出書」(別紙22)のいずれかを添

29 「褥瘡マネジメント加算」については、「褥瘡マネジメントに関する届出書」（別紙23）を添付してください。

30 「高齢者施設等感染対策向上加算Ⅰ」「高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ」については、「高齢者施設等感染対策向上加算に係る届出書」（別紙39）を添付してください。
31 「生産性向上推進体制加算」については、「生産性向上推進体制加算に係る届出書」（別紙41）を添付してください。

注 地域密着型介護予防サービスについて、一体的に運営がされている地域密着型サービスに係る届出の別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

備考 （別紙１－３）地域密着型サービス・地域密着型介護予防サービス サテライト事業所

備考 １ この表は、事業所所在地以外の場所で一部事業を実施する出張所等がある場合について記載することとし、複数出張所等を有する場合は出張所ごとに提出してください。